## 主 本件控訴を棄却する。 控訴審の訴訟費用は控訴人の負担とする。 事

控訴人訴訟代理人は、「原判決を取消す。被控訴人は控訴人に対して金百四万二百七十三円、およびこれに対する昭和三十五年四月二十三日から完済に至るまで年五分の割合による金員の支払いをせよ。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人訴訟代理人は、主文と同旨の判決を求めた。当事者双方の事実上、および法律上の主張、ならびに証拠の提出、援用、認否は、次に記載するほかは原判決記載のとおりであるから、これを引用する。

控訴人訴訟代理人は、「(一)、手形法上の利得償還請求権は、約束手形より生 じた権利が時効に因つて消滅したとき、約束手形の所持人が他に手形上、または民 法上の救済手段を有しないときに発生する。(大審院昭和二年(オ)第三五一号、昭和三年一月九日判決、昭和九年(オ)第二七〇七号、昭和十年三月十八日判決、 昭和一三年(オ)第二四号同年五月十日判決)すなわち、約束手形上の債権と約束手形振出の原因となった基本債権とが併存する場合、この両者が同時に消滅する か、基本債権が約束手形上の債権よりも前に消滅し、約束手形上の債権のみが残存 していて、後に約束手形上の債権が消滅した場合には利得償還請求権が発生するの である。原判決は、本件各約束手形振出の原因となつた売掛代金債権が、いずれも 二年間の消滅時効の完成により昭和二十七年九月五日までに全部時効消滅し、本件 各約束手形の手形金債権は、各約束手形の満期から三年間の時効期間の経過により 時効消滅した、すなわち、本件各約束手形の手形金債権がそれぞれ各約束手形振出の原因となつた売掛代金債権の時効消滅後に時効消滅したものと認定しているのであるから、本件各約束手形の手形金債権が時効消滅したことにより、その所持人は 振出人である被控訴人に対して、利得償還請求権を取得したものというべきであ 約束手形が売掛代金の支払いの為に振出されたか、支払いに代えて振 (=)出されたかを区別することは、概念の遊戯であり、取引の実際においては右のような区別はなく、区別することは不可能である。したがつて、約束手形が既存債務の 支払いの為に振出された場合であつても、手形債権が時効消滅した際に既存債権が行使できないときは、直に利得償還請求権を排斥することはできないとされている(大審院昭和一四年(オ)第一二〇〇号、昭和十五年二月二日判決)のであるか、 ら、本件各約束手形の手形金債権が時効消滅したことによつて、利得償還請求権が 発生したというべきである。(三)、被控訴人に対する本件各約束手形に関する利 得償還請求権の消滅時効が完成したということは否認する。」と述べ、当審におけ る証人Aの証言を援用した。

本件各約束手形が、被控訴人の本件各約束手形の受取人に対する靴下等の売買代金債務(既存債務)の支払いのために振出されたものであることは当事者間に争いのないところである。そして、右既存債権を行使することができなくなつたのは、右債権自体の時効消滅によるものであつて、本件各約束手形の手形上の債権の時効消滅によるのではないから、被控訴人は本件各約束手形の手形上の権利の時効消滅

によつては何も利得しておらず、したがつて、被控訴人に対する利得償還請求権は発生していない。(三)、仮に本件各約束手形の手形金債権が時効消滅したことによつて、当時の所持人が被控訴人に対する利得償還請求権を取得したとしても、右利得償還請求権は、五年の消滅時効期間の経過により消滅した。」と述べ、当審における証人Bの証言、および被控訴人本人尋問の結果を援用した。

被控訴人が、(1)、金額十万円、満期昭和二十五年六月二十日、支払地、振出地ともに金沢市、支払場所株式会社日本勧業銀行金沢支店、振出日昭和二十五年五月十九日、受取人丸山工業株式会社、(2)、満期同年八月五日、振出日同年五月三日、その他の要件は(1)と同じ、(4)、満期同年九月五日、振出日同年六月三十日、その他の要件は(1)と同じ、(5)、金額十三万三千八百七十三、六月三十日、その他の要件は(1)と同じ、(5)、金額十三万三千八百七十三と同じ、(6)、金額二十万六千四百円、満期同年七月八日、振出日同年五月九日、高期同年七月八日、振出日同年五月九十日と、付金額三十万円、満期同年七月二十日、出日同年六月十八日その他の要件は(5)と同じ、とした七通の約束手形(本件各約束手形)を振出したこと、本件各約束手形が各受取人によつて各満期に支払場所に対する批したこと、本件各約束手形が各受取人に対する批下等の売買代金支払いの為に振出されたものであることはがよります。

被控訴人は、昭和二十五年秋頃、被控訴人所有の商品、家財道具を丸山工業株式会社、およびAによつて仮差押えされたため、右物件を丸山工業株式会社、おしに提供したので、これによつて本件各約束手形の手形金債権は弁済され、もとの間に本件各約束手形の手形金債権を消滅したと丸山工業株式会社、Aとの間に本件各約束手形の手形金債権を消滅したとれる旨の和解が成立したから本件各約束手形の手形金債権は消滅したとことに争いのない甲第五号証、ならびに原審における証人を直に作成されたことに争いのない甲第五号記の結果、および当審における正との証言、被控訴人本人尋問の結果を合わせて考えると、昭和二十五年七月頃、治の証言、被控訴人本人尋問の結果を合わせて考えると、昭和二十五年七月頃、治の証言、被控訴人本人尋問の結果を合わせて考えると、および家財道具の殆の記言、おけては、おいた、被控訴人の前記の主が、自己とはいずれもこれを認めるに足りる証拠がないから、被控訴人の前記の主張は採用できない。

原審における証人A(第一回)の証言、および被控訴人本人の供述によると、本件各約束手形が振出された当時、Aは繊維製品類の、丸山工業株式会社は防水束形が受取人である丸山工業株式会社、およびAの被控訴人に対する各商品売買大金人である丸山工業株式会社、およびAの被控訴人に対する各商品売買大金人である丸山工業株式会社、およびAの被控訴人に対する各商品売買大金の弁済期について特段の約定があったことは当事者間に争いがない。であることは当事者間に争いがない。であることは当事者間に争いがない。であるのが相当であり、右の売買代金債権の消滅時効の中断事はとされたものと認めるのが相当であり、右の売買代金債権の当滅時効が完成し、消滅したものといわなければならない。

また、本件各約束手形の手形金債権について、被控訴人に対する消滅時効の中断事由があつたことについて何も主張がない以上、本件各約束手形の手形金債権はいずれも三年間の消滅時効の完成により昭和二十八年六月二十日から同年九月五日までの間に全部消滅したといわなければならない。そして、弁論の全趣旨によると、本件各約束手形の各手形金債権が時効で消滅した際、本件各約束手形はその受取人である丸山工業株式会社、およびAがそれぞれ所持していたことを認めることができる。

そこで、丸山工業株式会社、およびAが本件各約束手形に関して被控訴人に対する利得償還請求権を取得したかどうかについて考える。

丸山工業株式会社、およびAが、本件各約束手形の手形金債権が前記のとおり時効に因り消滅したことによつて本件各約束手形の振出人である被控訴人に対する利 得償還請求権を取得するためには、被控訴人が本件各約束手形を振出したことに因

つて利益を受けていること、すなわち利得していることがその要件の一つである。 ところで本件各約束手形が被控訴人の丸山工業株式会社、およびAに対する各売買 代金支払いのために振出されたものであることは前記のとおりであり、したがつ て、本件各約束手形を振出したことに因つては被控訴人の丸山工業株式会社、およ びAに対する売買代金債務が消滅したわけではないから、被控訴人は何も利得して いないといわなければならない。控訴人は、約束手形がその振出しの原因となつた 債務の支払いのために振出されたか、支払いに代えて振出されたかを区別することは実際上不可能であり、これを区別することは概念の遊戯に過ぎないと主張するけれども、約束手形が支払いに代えて振出された場合は、これによつて振出しの原因 となった債務は消滅するから、受取人は振出しの原因となった債権を行使する余地 はなく、専ら手形上の権利によつて満足を得るほかはなくなるのに対して、支払い のために振出されたときには、振出しの原因となつた債権も消滅しないで手形上の 一〉を区別することも可能なのである。本件各約束手形の振出しの原因となつた被控 訴人に対する売買代金債権</要旨第一>が、いずれも本件各約束手形の手形金債権の 時効消滅前に時効により消滅したことは前記のとおりであるが、被控訴人が売買代 金の支払いを免れることによつて利得したのは、売買代金債権の時効消滅という本件各約束手形の振出しとは別個の法律上の原因によるものであり、右の利得をもつ て本件各約束手形の振出しによる利得ということはできないから、丸山工業株式会 社、およびAは本件各約束手形の手形金債権が時効消滅したことによつては、被控 訴人に対する手形法上の利得償還請求権を取得しなかつたものといわなければなら ない。(本件各約束手形の振出しの原因となつた売買代金債権が時効消滅した後に おいては、本件各約束手形の手形金債権が時効消滅する以前においても、被控訴人は丸山工業株式会社、およびAに対しては振出しの原因となつた債権の消滅を理由として、本件各約束手形の手形金の支払いを拒絶できる状態にあつたわけである。 すなわち本件各約束手形の手形金債権はいまだ消滅してはいないけれども、本件各 約束手形の所持人である丸山工業株式会社、およびAとしては原因債権消滅の抗弁 援用の効果を受け、振出人である被控訴人に対して本件各約束手形の手形金の支払 いを求めることはできない状態にあつたわけであるから、本件各約束手形の手形金 債権が時効消滅すること自体に因つては、丸山工業株式会社、Aには何も損害を生 じないのである。しかるに、本件各約束手形の手形金債権が時効により消滅したこ とによって、丸山工業株式会社、Aが被控訴人に対して利得償還請求権を取得するものとするならば、丸山工業株式会社、Aに対して本件各約束手形の手形金債権が時効消滅したことにより、時効消滅する前に支払いを拒絶された利益と同一価値の 利益を時効消滅後に与えることになるのである。この点から考えても、丸山工業株 式会社、Aが被控訴人に対する利得償還請求権を取得したといえないことは明らか である。)

について一般の商事債権よりもさらに短期の消滅時効期間を定めて、手形行為に因る権利関係の迅速な決済を計つていることを考え合わせると、利得償還請求権の消滅時効期間については、商法第五百二十二条を類推適用して五年間であると解する のが相当である。利得償還請求権が前記のとおり手形上の権利でなく、また商行為 に因つて生ずる権利ではないという、その法律形式的性質から、その消滅時効期間 は民法第百六十七条第一項により十年間であるとする判例(大審院明治四十五年四 月十七日、大正八年二月二十六白、大正十年二月十六日各判決)があるけれども、 この見解は、利得償還請求権の右のような法律的性質の消極的面のみを重視し、前 記のような実質的性質を軽視するものであり、また手形上の権利について短期の消 滅時効期間を定めて、手形に関する権利関係の迅速な決済を計つている法律の建前 との調和を缺くものであつて、妥当てないと考える。してみると、たとい本件各約 東手形に関して丸山工業株式会社、およびAが被控訴人に対する利得償還請求権を 取得したとしても、その取得した利得償還請求権について消滅時効中断の事由があ つたことについて何も主張がない以上、丸山工業株式会社が取得した利得償還請求 権は昭和三十三年九月五日の経過により、Aが取得した利得償還請求権は昭和三十 三年七月二十日の経過により、いずれも全部時効により消滅したといわなければな らない。

してみると、控訴人の請求は右のいずれの点からしてもその理由のないものであ ることが明らかである。

よつて、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であるから、民事訴訟法第三百八 十四条により本件控訴を棄却することとし、訴訟費用の負担については同法第九十 五条、第八十九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 小山市次 裁判官広瀬友信 裁判官

寺井忠)